

設問 2 の出題趣旨と解答例

2017年7月29日

松岡 久和

【出題趣旨】

学生の作ったフィギュア製造販売組合を舞台に、①流動動産譲渡担保の効力を中心に、②組合破綻の場合の債権者の組合員追及の可否、③素材売主の代金債権担保方法を聞く。①③は第13回の集合動産譲渡担保における中心問題で、場面設定と聞き方を変えただけの復習問題。②は、組合の財産関係（とりわけ債務）の構造という基本を尋ねるものであり、675条との関係をどう考えるかはセンスが問われる。

【解答例】

(問い1)

1 「太陽堂」の法律関係

「太陽堂」は、A・B・C（いずれも大学3回生以上で成人と思われるため、行為能力制限の問題は生じない）が出資して、フィギュアのネット販売という共同の事業を営むことを約しているので、民法上の組合契約（民法667条。2項でB・Cのように労務の提供でも出資となることが明記されている。以下、条文は民法を指す）が成立している。判例・通説によると、組合には法人格がないため、組合の財産関係は、組合員の「共有」の一種と規定されているが（668条）、持分権の処分や分割請求ができない合有と解されている。本事例では、対外的な契約は、事前にAとCの同意を得て、Bが「太陽堂」の名前で行うことと決めており、Bが組合である「太陽堂」すなわち組合員全員を代理して取引をすることになり、その効果は組合員全員に帰属する。組合とは、対外的法律関係を簡単にするため、組合員全員を組合名で呼ぶ技術と言える。以下でも、「太陽堂」を組合名として用いる。

※この1の部分はもっと簡単でもよい。

2 本件フィギュアの所有権をめぐる法律関係

(1) 概要

本件の150体のフィギュアは、①2016年8月に、「太陽堂」がEに対する債務の担保として譲渡した流動動産譲渡担保契約、②2017年1月に、「太陽堂」がDに対する債務の担保として譲渡した流動動産譲渡担保契約、③2017年5月に、「太陽堂」がFに50体を25万円で売却した契約によって多重に処分されている。問題は、どの所有権移転が優先するかである。

(2) 流動動産譲渡担保契約の有効性

本件の上記①②の包括的な流動動産譲渡担保契約は、将来取得するものをも含めて、集合物を担保として譲渡する契約である。判例・通説によれば、譲渡の目的物である集合物に含まれる構成物が特定していれば、このような契約も原則として有効である。ただし、設定者や他の債権者の利益を著しく害する場合には公序良俗違反となることがありうる、とされる。

本件では①も②もその対象を「『太陽堂』が工房内に置いている素材および製品のフィギュア一切」としており、場所・目的物の種類が特定しているため、特定性を充たし、「太陽堂が工房に有するフィギュア」という集合物に譲渡担保契約が有効に設定されたものと思われる。

「太陽堂」の組合財産は、このフィギュアが主要なものと思われる。もっとも、譲渡担保設定者である「太陽堂」は、流動動産譲渡担保の場合、特段の合意がなくても、集合物の構成要素（本件では整形・加工したフィギュア製品）を通常の営業の範囲内で有効に処分する権限を認められていると思われるため、包括的な流動動産譲渡担保契約であっても、設定者の営業の自由は著しく制約されるものではない。また、「太陽堂」は、このフィギュアのほか現金、銀行預金、売掛代金債権などの組合財産を有するものと想像され、フィギュアをすべて譲渡担保に供したとしても、特段の事情がなければ、他の組合債権者を著しく害するものとはいえないだろう。

以上の点から、上記①②の譲渡担保契約は債権契約としてはいずれも有効である。

(3) 多重設定された譲渡担保の優劣

本件のように譲渡担保権が多重設定された場合、判例・通説によれば、その優劣は、原則として対抗要件の具備の先後によって決まると考えられる。すなわち、譲渡担保は、通常、設定者に占有をとどめておく担保であるところ、動産の譲渡担保権者は占有改定（184条）により引渡しを受け、対抗要件（178条）を備える。この法律関係は、集合（流動）動産譲渡担保の場合であっても同じであり、ただ、集合物につき占有改定をすれば、後に「太陽堂」が購入したフィギュア素材や加工した製品など、集合物に含まれることになる個々の構成物についても、対抗要件が集合物譲渡の占有改定の時点で備わったものと構成される（いわゆる集合物論）。

また、譲渡担保につき権利移転的構成を基礎とする判例においては、所有権の多重存在は認められず、先に対抗要件を備えた譲渡担保権者が所有権を取得することになる。後続の譲渡担保権者は、占有改定による即時取得を認めない判例の立場では、所有権を即時取得する余地がない。

これを本件についてみるに、Eは2016年8月に占有改定を受けており、2017年1月に重ねて占有改定を受けたDより先であるので、DがEの権利取得について善意であっても即時取得は成立せず、Eが所有権者であるといえる。

(4) Fの所有権取得の可否

Eがフィギュアの所有権者であるとしても、Fは「太陽堂」との売買契約に基づいて、50体の購入したフィギュアの所有権を取得する可能性が高い。以下、その理由を述べる。譲渡担保設定契約において黙示的にされた授權により「通常の営業の範囲内の処分」は許されている。5割引であっても「太陽堂」にとって、代金先払で50体をまとめて販売することは、営業資金が不足気味になった企業にとって経済合理的な許される行為であって、「通常の営業の範囲内の処分」と考えられる。本件のように対象が「F様に売約済」のシールの貼付によって特定されていれば、Fは、50体のフィギュアの所有権を有効に承継取得できる。承継取得の場合には、対抗要件は占有改定でも足りるというのが動産売買先取特権についての333条の解釈であり、ここでも同じことが言えよう。

なお、仮に「通常の営業の範囲内の処分」に当たらないとすれば、即時取得の可否を検

討すべきことになるが、占有改定による即時取得を認めない判例によれば、Fはフィギュアの所有権を取得できない。

(5) 結論

以上、フィギュア 50 体はFに、残り 100 体はEに所有権が帰属する。

(問い2)

Eは、Aに対して、900万円＋年利10%の貸金返還請求ができると思われる。

組合の債務は、組合財産を引当とする全額債務（組合員の合有債務）と組合員の出資割合に応じた分割債務の二重構造を有する（674条・675条）。本件組合契約では、利益はA・B・Cに90：5：5で分配すると定められており、Aは90%の割合で分割債務を負うべきである。たしかに、675条は、その割合を知らない債権者は、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができるとしているが、本件でいえば、この規定は善意のEがBやCに分割債務を請求する場合の善意の債権者保護の規定であるから、EがAに対して内部的に負担すべき割合に応じた請求を行うことを妨げるものではない（改正された675条2項はその趣旨を明確にしている）。

(問い3)

多少時間がかかっても、ぜひ所有権留保条項を契約に入れるよう努めるべきだと助言する。その理由は次のとおりである。

動産売買先取特権は、法定担保物権として、設定契約がなくても発生し、対抗要件も不要である強力なものである。しかし、判例によれば、売買目的物が買主に引き渡されて、すでに設定されて対抗要件を備えた譲渡担保の目的物である集合物の構成要素となると、集合物につき占有改定がすでにされているから、「債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した」に該当し、動産売買先取特権は消滅してしまう（333条）。

これに対して、所有権留保特約をしておけば、買主に引き渡した後もフィギュア素材の所有権は売主にあり、また、すでに集合動産譲渡担保契約がされて対抗要件を備えていたとしても、その引渡しは占有改定であるから、判例によれば即時取得が成立しない。それゆえ、売主は譲渡担保権者にも優先することができる。

※加工された後の製品についても所有権留保特約が及ぶと合意しておけばいいが、ここまで気づく受講生は稀だと思うので、言及しなくても減点はせず、加点事由としておく。